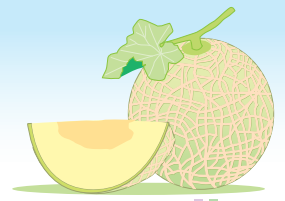


お知らせ



一般会員・特別賛助会員への加入について、ご理解とご協力をお願いいたします。

◎ 社会福祉協議会の活動と会員制度について

玉村町社会福祉協議会(玉村町社協)は、地域住民に支えられた民間の福祉団体です。誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを目指し、地域の福祉推進に取り組んでいます。行政の福祉施策とは違った住民主体の地域福祉活動の実施のため、住民の皆様を対象とした会員制度を採用しています。

玉村町社協は、地域の皆様からいただいた会員会費を、貴重な財源として活動しています。本会は、玉村町からの補助金や委託金を大きな財源としていますが、このほかにも共同募金の配分金や寄附金に加え、在宅福祉サービス事業、介護保険事業、障害福祉サービス事業などを実施し、活動財源の確保に努めています。

◎ 社協会員は地域福祉活動の参加者 (社協会費にご協力ください)

玉村町社協では、年間を通じて町民の皆様や各種団体、会社、商店など多くの皆様に会員加入のお願いをしています。会員加入とは、地域福祉推進に取り組む社協の運営やサービスへの参加・協力に対して財政面での支援をお願いするものです。社協会員になることによって、一人ひとりが「地域福祉」を自らの活動として受け止め、地域福祉活動に間接的に参加していただいているという意味も持っています。

皆様からお預かりした会費は、ボランティアセンター事業(住民参加型の在宅福祉サービスの促進)、福祉に関する教育の場の提供(福祉学習協力)、福祉に関する講座開催(傾聴ボランティア養成講座、介助犬講座など)、災害救援活動、要援護者等への緊急対応・相談援助、つなぎ資金貸付事業、生活困窮者支援、福祉機器貸出事業、広報紙の発行など、地域福祉を進めるための大切な財源となっています。

社協の活動をご理解いただき、ひとりでも多くの町民の皆様の社協会員加入へのご協力をお願いいたします。



夏休み介助犬講座の様子

社協会員には次の2つの種類があります

一般会員 (各世帯)

各世帯の皆様については、各地区区長を通じてお願いしています。

● 一般会費 ●

1世帯当たり 年額400円

特別賛助会員

篤志家、会社、団体、公的役職経験者及びその他の個人

● 特別賛助会費 ●

一口当たり 年額5,000円



ボランティアで改良ねまきの製作中です

◎ 平成26年度社協会費の報告

平成26年度社協会費については、多くの町民の皆様並びに特別賛助会員の皆様にご協力いただきありがとうございました。また、各地区区長並びに関係者の皆様には、会費の取りまとめにあたりご協力いただきありがとうございました。平成27年度につきましても、引き続きご協力くださいますようお願いいたします。

一般会費	4,762,400円 (11,906世帯)
特別賛助会費	2,000,000円 (268会員・各種団体を含む)
合計	6,762,400円

第24回 玉村町社会福祉チャリティーゴルフ大会

1 期日 平成27年8月28日(金)

2 場所 県営玉村ゴルフ場

3 定員 160人

4 参加費 3,000円

※プレー費(昼食付5,600円)・飲物代等は各自で精算となります。

5 申込み 平成27年7月21日(火)から

6 申込先 社会福祉協議会 事務局 ☎65-8864



第23回玉村町社会福祉チャリティーゴルフ大会では127人のみな様に参加していただきました。116,208円の善意をお寄せいただき、障害者福祉センターの作業用洗濯機・プリンター購入費にあてさせていただきました。ありがとうございました。

●発行日 平成27年7月21日

●編集・発行 社会福祉法人 玉村町社会福祉協議会

〒370-1132 群馬県佐波郡玉村町大字下新田602番地(まちなか交流館内)

電話：0270-65-8864 FAX：0270-65-9666 <http://www.tamamura-shakyo.or.jp/>

みなさんの夢を少しだけ町の福祉に分けてもらえませんか？

夢をかなえようとしてご家庭で「宝くじ券」をご購入されていませんか。その中で未等(例:6等の300円や200円)となり、いまだに当せん金に換金していない「宝くじ券」がございましたら、社会福祉協議会にお譲りいただけないでしょうか。いただいた「宝くじ券」は、確実に換金し、必ず町の福祉のために有効に活用させていただきます。なお、「宝くじ券」につきましては、社会福祉協議会事務局へ直接お持ちくださいますようお願いいたします。

平成26年度は1人の方にお譲りいただき、換金額は7,200円となりました。ご協力ありがとうございました。